

【市営浄化槽新規設置申請に関する同意事項】

Ver.2025.12

申請者氏名

設置予定日: 令和 年 月 上旬・中旬・下旬

- ①市営浄化槽の設置、使用にかかる費用(受益者分担金、市営浄化槽使用料等)と、個人型浄化槽の設置、維持管理費用の比較は行いましたか。(市営浄化槽は市の所有物につき、設置後に個人所有物へ変更することは出来ません。)
- ②設計や入札等の手続きにより設置まで数か月かかります。
(5~10人槽:最低4か月程度 11~50人槽:最低6か月程度)
- ③合併浄化槽設置工事の際に水道水を使用します。
- ④浄化槽を建物基礎から2m以上離した位置に設置してください。
※2m以上の基礎杭や深基礎等がある場合は除きます。
- ⑤原則として、屋内排水から浄化槽流入管までの杭はインバート杭を設置してください。
※飲食店等の油脂類を多く含む排水を処理する場合はこの限りではない。
- ⑥標準工事以外の工事は申請者負担となります。
※標準工事以外の例…駐車場仕様、擁壁、放流ポンプ、工事に支障が出る物の撤去、家屋保護等の養生
- ⑦プロワ配管が5mを超えない位置に浄化槽を設置又は電源を確保してください。
- ⑧プロワ設置台は外構工事完成時の地盤高から10cm以上確保するよう設計・施工を行ってください。
- ⑨放流管底を放流先の底から10cm以上確保できるよう設計・施工を行ってください。
- ⑩排水管の土被りは、原則として20cm以上確保するよう設計・施工を行ってください。
- ⑪浄化槽の放流管と雨水管は、原則別々の系統で敷地外まで伸ばすよう設計・施工を行ってください。
- ⑫配管は可能な限り最短距離で屋外へ出してください。
- ⑬12月~3月に申請をされた方は、**4月末日までに排水設備新設等計画確認申請の提出をお願いします。**
4月以降に申請をされた方は、浄化槽設置申請の受付日から遅くとも1か月以内に排水設備新設等計画確認申請を提出してください。
※排水設備新設等計画確認申請の提出が遅れますと保健所と協議することができず、希望の設置時期に添えない可能性があります。
- ⑭申請内容に変更(平面図、配管平面図、延床面積、設置時期等)があった場合は必ず下水道課へ連絡してください。
下水道課への報告がないまま、図面や設置時期を変更されていた場合、市営浄化槽の設置ができなくなることがあります。
- ⑮申請書受理以降、延床面積の変更などにより浄化槽人槽が変更になった場合は、市営浄化槽の設置ができなくなることがあります。
- ⑯浄化槽設置及び排水設備工事が完了したら市営浄化槽使用開始届を提出し、浄化槽の使用を開始してください。
また、合わせて上水道の使用開始手続きを行ってください。**原則1年以内に排水設備工事を完了し、浄化槽の使用開始をください。**
(小城町、三日月町の一部:小城市水道課 三日月町(甘木、本告、久米以外の地区)、牛津町、芦刈町:佐賀西部広域水道企業団)
- ⑰(井戸水使用者のみ)井戸水を使用している場合は、上水と井戸水の使用水量を合算して市営浄化槽使用料が発生します。
- ⑱田、畠、山林、牧場などの農地や原野には浄化槽を設置することができません。
- ⑲建築工期が著しく遅延した場合、浄化槽の設置ができない可能性があります。その場合は申請の取下げをお願いします。
- ⑳(12月下旬~2月に浄化槽を設置工事をする方のみ)
・遅くとも1月末日に足場が取れて浄化槽が設置できる状況である。
・1月末日に足場が撤去できない場合は申請を取り下げます。
・3月の浄化槽設置工事は行っていません。
- ㉑上記確認事項及び同意事項について、必ず関係者間で共有してください。

※ハウスメーカー担当者間(営業・設計・工事)や排水設備業者及び施主等と情報共有がされておらず、**浄化槽施工に支障が出る事例が発生**しています。場合によっては、施工のやり直しが必要になることもあるため、必ず情報共有をしてください。

令和 年 月 日

申請者住所:

建築会社:

排水設備業者:

申請者氏名:

印

担当者名:

印

担当者名:

印

※印は個人印のシャチハタ以外で押印をお願いします。